

# 蓄電池無償貸与約款 (2026年度版)

2026年7月16日実施

株式会社東急パワーサプライ

## 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| I   | 総 則                     | 1  |
| 1   | 適 用                     | 1  |
| 2   | 約款等の変更                  | 1  |
| 3   | 定 義                     | 2  |
| 4   | 単位および端数処理               | 3  |
| II  | 契約の申込み・成立               | 4  |
| 5   | 契約の要件                   | 4  |
| 6   | 本契約の申込み                 | 4  |
| 7   | 本契約の成立                  | 4  |
| III | 本件設置場所の使用および本件蓄電設備等の設置等 | 6  |
| 8   | 本件設置場所の使用貸借等            | 6  |
| 9   | 本件蓄電設備等の設置工事            | 6  |
| 10  | 本件蓄電設備等の設置工事に係る費用等      | 7  |
| 11  | 本件蓄電設備等の設置工事に係る責任       | 7  |
| 12  | 本件蓄電設備の所有権              | 7  |
| 13  | 本件蓄電設備等の維持管理等           | 8  |
| 14  | 設備の賠償                   | 9  |
| 15  | 本件蓄電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し | 9  |
| IV  | サービスの供給                 | 11 |
| 16  | 本 件 供 給                 | 11 |
| 17  | 本件供給の制限もしくは中止           | 11 |
| 18  | 供給電気方式、供給電圧および周波数       | 12 |
| V   | 損害賠償等                   | 13 |
| 19  | 損害賠償                    | 13 |
| 20  | 不 可 抗 力                 | 13 |
| VI  | 契約期間、変更および終了            | 14 |
| 21  | 申込み内容の変更                | 14 |
| 22  | 本契約名義の承継ならびに変更          | 14 |
| 23  | 契約期間および中途解約             | 14 |
| 24  | 契約の解除                   | 15 |
| 25  | 本契約終了後の債権債務関係           | 16 |
| 26  | 本契約解約後の本件蓄電設備運用取り扱い     | 16 |
| 27  | お客さまの実施事項               | 17 |
| 28  | 禁 止 事 項                 | 17 |
| 29  | 本件使用権限の維持等              | 17 |
| 30  | 苦情等の処理                  | 18 |
| 31  | 通 知 義 務                 | 18 |
| VII | そ の 他                   | 19 |
| 32  | 個人情報の取り扱い               | 19 |
| 33  | データの利用同意                | 19 |
| 34  | 本契約上の地位譲渡の禁止等           | 19 |
| 35  | 秘 密 保 持                 | 19 |
| 36  | 表 明 保 証                 | 20 |
| 37  | 反社会的勢力排除に関する条項          | 20 |
| 38  | 停電時に備えた充電率の温存運用         | 21 |

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 39 | 蓄電電力活用と利益の帰属 ..... | 21 |
| 40 | 東京都DR実証への参加 .....  | 21 |
| 41 | 逆潮流申請.....         | 21 |
| 42 | 当社都合によるサービス終了..... | 22 |
| 43 | 免責事項.....          | 22 |
| 44 | 第三者への委託 .....      | 22 |
| 45 | 準拠法および管轄裁判所 .....  | 22 |
| 46 | 誠実協議.....          | 22 |
| 附則 | (実施期日) .....       | 23 |
| 別  | 紙 .....            | 24 |
| 別  | 紙 2 .....          | 25 |

# I 総 則

## 1 適 用

- (1) この蓄電池無償貸与約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社東急パワーサプライ（以下「当社」といいます。）が本件建物（3（4）に定義します。）およびその敷地内に本件蓄電設備（3（6）に定義します。）を設置して無償貸与するとともに、本件蓄電設備で蓄電された電気の一部をお客さまにご利用いただき、かつ、無償貸与から契約期間の満了をもって、お客さまに本件蓄電設備を無償にて譲渡するサービス（以下「本サービス」といいます。）の条件を定めたものです。なお、当社所定のお申込条件を満たすお客さまについては、本約款に加え、逆潮流電力（3（12）に定義します。）が発生した場合、当社が定める蓄電池逆潮流電力買取約款（以下、「買取約款」といいます。）が適用されます。
- (2) 本サービスの内容として、本件蓄電設備の運用・制御は必要に応じて常に当社が行い、お客さまに運用・制御をしていただくことはございません。非常時には自動的に停電時放電（16(1)に定義します。）に切り替わり、バックアップ電源としてご利用いただき、それ以外の時には、当社が当社の判断に基づく制御放電（16(1)に定義します。）をおこなう運用をさせていただきます。
- (3) 本約款は、東京都（原則として離島は除きます。）にお住まいのお客さまに適用します。ただし、本項の記載にかかわらず、当社が別途認めた地域についても適用します。

## 2 約款等の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、本サービスの提供の条件は、変更後の本約款によります。
  - イ 供給方法等の技術的な事項について変更が必要な場合
  - ロ 本契約に関する手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合
  - ハ 法令・条例・規則・指針・ガイドライン等の制定または改廃により、本約款を変更する必要性が生じた場合
  - ニ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
  - ホ イから二までに掲げる事由以外の事由であって、社会情勢の変化および当社が必要と判断した場合等合理的な理由により、本約款を変更する必要性が生じた場合
- (2) 当社は、本約款の変更を行う場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてあらためてお知らせいたします。この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

- (3) 当社は、本約款の変更を行う場合は、その内容および効力発生時期について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 第1項に基づく本約款の変更によって生じたお客さまの損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 3 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 本 事 業

当社が本サービスを提供するために行う事業のことをいいます。

#### (2) 本 契 約

6（本契約の申込み）および7（本契約の成立）の規定に従って成立し、本約款を内容とする、本サービスに係る契約をいいます。

#### (3) 本契約期間

23（契約期間および中途解約）(1)に定める本契約の期間をいいます。

#### (4) 本 件 建 物

お客さまもしくはお客さまの配偶者または二親等以内の親族が所有する住宅用等の建物（戸建て住宅に限り、かつ、登記簿上、建物の種類に「居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡・教職舎」のいずれかの記載が含まれているものに限り。）で、お客さまが申込時に指定したものをいいます。ただし、当社が別途認めた場合は、上記以外の建物を本件建物とすることができるものとします。

#### (5) 本件設置場所

本件建物およびその敷地内において本件蓄電設備等を設置する場所をいいます。

#### (6) 本件蓄電設備

当社の指定する蓄電設備（オムロンソーシアルソリューションズ社製家庭用蓄電池ユニット、原則として単機能特定負荷タイプ13.0kWh）であって、当社が所有し、当社が本約款に従って本件設置場所に設置するものをいいます。

#### (7) 本件蓄電設備等

当社が所有し、当社が本約款に従って本件設置場所に設置する、本件蓄電設備およびこれらに付随する宅内配線その他の設備一式を総称していいます。

#### (8) 本 件 供 給

当社が、お客さまに対する本サービスの提供として、本約款に定めるところに従って、本件蓄電設備に蓄電された電気を遠隔制御にて放電し、お客さまが需要場所で使用できるようにすることをいいます。

#### (9) 小 売 供 給

お客さまが本件供給と同一の需要場所において、本件蓄電池設備を含め電気を使用するために受ける電気の供給であって、当社が、一般送配電事業者が維持・運用する送配電設備を介して行うものをいいます。

(10) 小売供給契約

お客さまと当社との間の小売供給に係る契約をいいます。

(11) 適用期間

本契約締結日から2037年3月31日までをいいます。

(12) 逆潮流電力

本件供給において、本件建物で消費しきれずに一般送配電事業者が維持・運用する送配電設備へ逆潮流する電気のことをいいます。

(13) 電気事業法

電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(14) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者であって、本件建物の所在地をその供給区域とするものをいいます。

(15) 電気事業者

電気事業法第2条第1項第17号に定める電気事業者をいいます。

(16) 託送供給等約款

電気事業法第18条にもとづき経済産業大臣により認可され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

#### 4 単位および端数処理

本契約等において料金その他を計算する場合、計量単位は1キロワットまたは1キロワット時とし、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

## Ⅱ 契約の申込み・成立

### 5 契約の要件

- (1) 本サービスの利用は、お客さまが当社との間で電気小売供給契約（原則として、東急でんき料金定義書に定める「ライフフィットプランB」または「ライフフィットプランC」）を締結し、少なくとも適用期間の間、これを維持することを条件とします。
- (2) 本サービスの利用には、お客さまにてインターネット環境（無線LANルーターによる常時接続可能なもの。ホームルーターやモバイルルーターを除く。）（以下「本件インターネット環境」といいます。）を本件建物に整備し、本契約期間にわたりこれを維持していただく必要があります。なお、本件インターネット環境の整備および維持に係る費用は、お客さまの負担とします。

### 6 本契約の申込み

- (1) お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の様式により、申込み（以下「本申込」といいます。）をしていただきます。
- (2) お客さまは、本申込をした場合、当社が7（本契約の成立）(2)の各号のすべてを確認するために実施する現地調査および審査に協力していただきます。

### 7 本契約の成立

- (1) 本契約は、お客さまからの本申込を当社が承諾したときに、成立いたします。
- (2) 当社の本契約の承諾条件は以下の通りといたします。
  - イ お客さまが、当社が本件蓄電設備を遠隔制御することに同意すること
  - ロ 対象設備の当社による遠隔制御に伴い増加する光熱費を、お客さまが負担すること
  - ハ お客さまと当社との間で小売供給契約が締結されること
  - ニ 対象設備の運転モードや充電率等は当社が定めるモード、値を維持することに、お客さまが同意すること
  - ホ 当社が容量市場、需給調整市場などの各種電力市場において対象設備を需要抑制や逆潮流の用途に活用することに、お客さまが同意すること
  - ヘ 当社が、本件蓄電設備を対象に東京都が行う令和8年度家庭における蓄電池導入促進事業（以下、総称して「補助事業」といいます。）の交付申請を行うことに承諾すること
  - ト 以下のすべての事項が満たされること
- (イ) お客さまが、本件建物および本件設置場所について、本契約期間にわたり使用する権原を有すること、かつお客さまが、本件設置場所について、8（本件設置場所の使用貸借等）(1)に定める本使用貸借を行う権原を有し、かつ本契約期間にわたりこれを維持すること

- (ロ) お客さまが、当社から連絡可能な電話番号およびメールアドレスを保有し、かつ本契約期間にわたりこれを維持すること
- (ハ) 本件建物において本件インターネット環境が整備され、かつ本契約期間にわたりこれが維持されること
- (ニ) お客さまが本申込の日時点において、原則として満75歳以下であること
- (ホ) 本件建物が1981年6月1日以降に建築確認を受けた、または耐震補強により新耐震基準相当の耐震性能を有することが確認できる建物であること
- (ヘ) 当社が本件蓄電設備等の設置工事を開始しようとする日において、本件建物もしくはその敷地または本件設置場所上に本件蓄電設備等の設置を妨げる物件または担保権、用益物権もしくは賃借権その他の負担のない状態となる見込みであり、かつ本契約期間にわたりこれが維持されること
- (ト) 本件蓄電設備等が、本件建物の近隣住民や近隣の通行者などに対して被害を及ぼすおそれがないこと
- (チ) 本件建物の所有者もしくは居住者または近隣住民において本件設置場所における本事業の運営に反対する者はいないこと
- (リ) 37（反社会的勢力排除に関する条項）(1)の確約がされること、または(2)に定める行為を行わないこと
- (ル) 当社が行う事前の現場調査において本件設置場所に蓄電池設備が設置可能と判断されること
- (ル) 本件設置場所に設置する本件蓄電設備等が本契約期間にわたり十分に稼働を継続すると見込まれること
- (7) 電気事業法その他の法令・条例・規則・指針・ガイドライン等またはこれらの変更に照らし、本事業の実施が困難でないこと

チ その他、本事業の実施に物理的・法的な制約がないと当社が判断した場合

- (3) 本契約の成立後、前項の各号のいずれかを満たしていないと当社が判断した場合、本契約の成立条件を満たさない状態になった場合、または本サービスの提供が不可能であると当社が判断した場合には、当社は、お客さまへの通知をもって、本契約を解除できるものといたします。
- (4) お客さまには、当社が一般送配電事業者に対して本件蓄電設備等の系統連系に係る手続きを行うにあたって、申請その他の手続きに協力していただきます。



## Ⅲ 本件設置場所の使用および本件蓄電設備等の設置等

### 8 本件設置場所の使用貸借等

- (1) 当社は、本契約期間中（9（本件蓄電設備等の設置工事）に係る工事期間中を含みます。）、本件蓄電設備を設置して本事業を行うことを目的として、本件設置場所をお客さまから無償にて借受け、これを使用します（以下「本使用貸借」といいます。）。この場合、お客さまは、本件設置場所が自ら所有する場所でないときは、本使用貸借につき、あらかじめ本件設置場所の所有者その他利害関係人の承諾を得ておくものとします。
- (2) 本件設置場所は、当社が本申込を受けて実施する現地調査および検討を踏まえ、お客さまと協議のうえで決定する位置・範囲とします。
- (3) お客さまは、当社が指定する日までに、当社が上記(1)の目的のために本件設置場所を実際に使用できるようにするものとします。
- (4) お客さまは、本件設置場所について、本使用貸借を行う権原を確保し、本契約期間にわたりこれを維持するものとします。
- (5) お客さまは、本件建物もしくはその敷地または本件設置場所上に、本件蓄電設備等の設置を妨げる物件または担保権、用益物権もしくは賃借権その他の負担がある場合には、当社が本件蓄電設備等の設置工事を開始しようとする日までに、お客さまの責任および費用でこれを除去し、また、その登記があるときは、これを抹消するものいたします。
- (6) お客さまは、図面の提供その他本件蓄電設備等の設置工事、改修工事その他本事業の運営に必要な一切の協力を行うものいたします。

### 9 本件蓄電設備等の設置工事

- (1) 当社は、7（本契約の成立）(1)に従って本契約が成立した場合、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、本件蓄電設備等の設置工事日を定め、お客さまに通知いたします。なお、当社は、天候等のやむをえない理由によって、設置工事ができないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、本件蓄電設備等の設置工事日を定めることといたします。
- (2) 当社は、お客さまの事前の承諾を得て、本件建物もしくはその敷地または本件設置場所において本件蓄電設備等の設置に係る現地調査、設置工事その他本事業に必要な一切の行為（当社の従業員または業務委託先による立入検査・荷重検査を含みますが、これらに限られないものとします。以下「現地調査・設置工事等」といいます。）を行うことができるものとします。
- (3) 本件蓄電設備等の設置に係る施工工事に関しては、当社が指定する施工業者が実施することができるものとします。
- (4) お客さまは、現地調査・設置工事等にともない、外壁の交換や穴あけを含む加工等が

行われることをあらかじめ承諾するものとします。

- (5) お客様は、7（本契約の成立）(1)に従って本契約が成立した後、当社の求めがあった場合、すみやかに当社に対して、本件建物の図面、仕様書その他の設計図書等を交付するものとし、その他現地調査・設置工事等に必要な一切の協力を行うものいたします。
- (6) 設置工事等に関して第三者に損害が生じた場合、当社がその損害を賠償するものいたします。ただし、お客様の責に帰すべき事由にもとづく場合は、お客様が当該損害を賠償するものいたします。お客様および当社のいずれの責に帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客様の間で協議を行うものいたします。
- (7) 本件蓄電設備等の設置工事の工事期間中にお客様の責めに帰すべき理由によって本件蓄電設備等の設置工事が完了できない状態となった場合、当社は、その状態の改善をお客様に催告いたします。なお、当該状態が催告後14日以内に解消されない場合、当社は本契約をただちに、将来に向けて解除できるものとし、お客様は23（契約期間および中途解約）(4)に規定する費用を負担するものとします。なお、当該解除の時までに、本件蓄電設備等の全部または一部がすでに設置済みであっても、当社は原状回復の義務を負いません。

## **10 本件蓄電設備等の設置工事に係る費用等**

設置工事等に係る費用等は、別紙2（全負荷オプションの設置特約）に定める場合を除き、原則、当社が負担するものいたします。

## **11 本件蓄電設備等の設置工事に係る責任**

- (1) 本契約期間中において本件蓄電設備等の設置工事に起因して本件建物に不具合が生じた場合には、当社は、当社の負担でこれを修繕いたします。
- (2) 本契約期間内において本件建物に不具合が生じた場合において、当該不具合の原因が不明であるときは、お客様および当社は対応を協議するものいたします。
- (3) 本契約期間が終了した後における本件建物または本件蓄電設備等に関する不具合については、その原因にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものいたします。

## **12 本件蓄電設備の所有権**

- (1) 本件蓄電設備は本件設置場所への設置によって本件建物に付合せず、本件蓄電設備の所有権は引続き当社に帰属するものとします。
- (2) 当社は、本件蓄電設備について標識を貼付する等の方法により、本件蓄電設備を他の物と明確に区別し、本件蓄電設備が当社の所有物であることを公示するための措置を講じることができるものとします。お客様は、このような標識等を除去または汚損してはならないものとします。

### 13 本件蓄電設備等の維持管理等

- (1) 当社（当社から委託を受けた業務委託先を含みます。以下本条において同様といたします。）は、本契約期間中、自己の権限において、本件蓄電設備等の設置または必要に応じた保守点検等の本件蓄電設備等に係る運用・維持管理業務を行うものとし、お客さまはこれに協力するものいたします。
- (2) 当社は、本件蓄電設備等の設置、保守点検、調査、検針その他の目的のため、お客さまの事前の承諾を得て、合理的な頻度および時間帯において本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所に立入ることができるものとし、お客さまは、当社による各種点検業務、立入検査、検針その他の当該運用・維持管理業務の実施および立ち入りを容認し、協力するものいたします。ただし、緊急に立入りが必要な場合は、承諾は不要とします。
- (3) 本件蓄電設備の維持または運転時に消費する電気、および当社が本件供給を実施するために本件蓄電池にする充電（以下、「本件充電」という。）する電気については、小売供給によりお客さまの負担によりまかなわれるものいたします。
- (4) お客さまは、当社が本件蓄電設備等に関する充放電量その他のデータの収集を行うために必要となる一切の協力を行うものいたします。なお、お客さまは、本件インターネット環境を当社に無償で貸与するとともに、本件インターネット環境を当社が継続的に利用することができるようこれを維持管理するものいたします。
- (5) お客さまは、(4)にもとづき本件インターネット環境を当社に貸与する場合において、本件インターネット環境の異常について、当社からの問合せを受けたときは、すみやかに調査を行い、その結果を当社に報告するとともに、インターネット回線を正常な状態に戻すものいたします。
- (6) お客さまは、善良な管理者の注意をもって、本件蓄電設備等の維持管理に協力するとともに、以下のイからニの事由が生じた場合には、すみやかに当社に報告するものいたします。

イ 本件蓄電設備等その他これに付随する一切の設備（本件インターネット環境を含みますが、これに限られないものとします。）に異常が見つかった場合

ロ 本件建物の住民または近隣住民から本事業に係る苦情等を申入れられた場合

ハ お客さまが本事業に悪影響を及ぼすおそれのある本件建物の改築を計画している場合

ニ 太陽光発電、エネファーム（家庭用燃料電池）、VtoH（電気自動車に蓄えた電気を家庭で利用できるようにする設備）などの発電設備の導入を計画している場合

- (7) お客さまは、自己の責任および費用において本件建物および本件設置場所の点検、保守、修理、交換、改良を行い、本件蓄電設備等が本件設置場所上に設置できる状態を維持するものいたします。ただし、本件蓄電設備等に影響を及ぼす可能性のある工事を実施する場合は、当社の書面による事前の承諾を必要とするものいたします。

- (8) 当社は、本契約期間中、本件蓄電設備等に本件供給に支障となる不具合または故障（お客さまの故意または過失による場合を除きます。）が生じたことを確認した場合は、遅滞なく、本件供給を再開させるために当社が適切と考える処置（補修、交換等）を当社の負担で行うものいたします。ただし、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当該処置の遅延等によってお客さまに生じた損害について一切の責任を負わないものいたします。
- (9) 当社の故意または過失により本件建物もしくは本件設置場所を毀損した場合には、当社は、ただちにその旨をお客さまに通知し、すみやかに原状回復に要する費用を支払うか、または自ら修繕しなければならないものいたします。ただし、お客さまの責に帰すべき事由によって本件建物または本件設置場所が毀損した場合はこの限りではありません。
- (10) 本契約期間中、本件蓄電設備等の維持管理業務等に関して、設備自体に起因し、かつ当社の責に帰すべき事由にもとづいて、第三者に損害が発生した場合は、当社が当該損害を賠償するものいたします。ただし、お客さまの責に帰すべき事由にもとづく場合は、お客さまが当該損害を賠償するものいたします。なお、お客さまおよび当社のいずれの責に帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客さまの間で協議を行うものいたします。

#### **14 設備の賠償**

- (1) お客さまは、その責に帰すべき事由によって本件蓄電設備等を滅失または毀損した場合、これにより当社に生じた損害を賠償するものいたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額はお客さまの負担といたします。

#### **15 本件蓄電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し**

- (1) 本契約期間の満了により本契約が終了した場合、当社は、お客さまに対し、何らの手続きも要さず、本件蓄電設備等を現状有姿かつ無償にて譲渡し、かつ本件蓄電設備等の所有権を譲渡し、お客さまはこれを譲受けるものいたします。なお、当社は、本件蓄電設備等について、通常発生し得る経年劣化、性能低下および不具合に関して、一切の責任を負わないものいたします。
- (2) 本契約期間の満了により本契約が終了し、お客さまが本件蓄電設備等を譲受けたあと、本件蓄電設備等の撤去を希望する場合、お客さまご自身の手配および負担によって行うものいたします。なお当社は、本件建物および本件設置場所の原状回復義務は負わないものいたします。
- (3) 当社の責に帰すべき事由もしくは不可抗力事由により、本契約が契約期間満了前に終了した場合、当社は、自己の費用において、すみやかに本件設置場所上から本件蓄電

設備等を撤去し、本件設置場所を原状に回復してお客さまに明渡すものいたします。  
この場合、当社は、当該撤去および原状回復のために必要な範囲内で、本件建物に立入ることができるものいたします。

- (4) お客さまの責に帰すべき事由により本契約が中途解約された場合、および、お客さまが24（契約の解除）（1）に該当し本契約が本契約期間中に当社により解除された場合、お客さま（23（契約期間および中途解約）（2）ニにあつてはその譲受人をいいます。本項において以下同じです。）は、別紙に定める解約違約金で、本件蓄電設備を買取るものとし、お客さまは、すみやかに当該代金を当社に支払うものいたします。なお、お客さまが当該代金を支払った後、当社は、お客さまに対し、本件蓄電設備等を現状有姿にて本件蓄電設備等の所有権および補助事業における助成事業者としての地位を譲渡し、お客さまはこれを譲受けるものいたします。また、お客さまが本件蓄電設備等の譲受け後に本件蓄電設備等の撤去を希望される場合、本件蓄電設備等の撤去についてはお客さまご自身の手配および負担によるものいたします。
- (5) 本件蓄電設備等を譲渡または撤去した日以降に生じた、本件建物、本件設置場所および本件設備に関する不具合について、当社は、お客さまに対して、一切責任を負わないものいたします。
- (6) 中途解約の場合、または本契約期間を満了した場合、本件蓄電設備等を当社からお客さまに譲渡した後も、当社が定める手続きの完了により、本件蓄電設備等のメーカーが定める期間、機器保証が継続します。

## Ⅳ サービスの供給

### 16 本 件 供 給

- (1) 当社は、契約成立日以降であって、各種手続きおよび本件設置場所への本件蓄電設備等の設置工事が完了し、かつ、本件蓄電設備等の系統連系が完了した後、1) 当社による本件蓄電池への遠隔放電指令（以下、「制御放電」といいます。）、または2) 本件蓄電設備の停電検出による自動給電モードへの切り替え（以下、「停電時放電」といいます。）のいずれかにより、本件供給を実施するものいたします。
- (2) 当社は本件蓄電設備の仕様に基づき、系統事故などにより小売供給が停止した場合に速やかに本件供給を開始するものいたします。
- (3) 停電時放電は、各時間帯に本件蓄電設備に蓄電した電気量の範囲内で実施されるものであり、すべての時間帯においてお客さまの需要のすべてをまかなうものではないことといたします。
- (4) 制御放電による本件供給は、本件充電と合わせて原則としてお客さまの電気料金削減を目的とした当社のロジックと頻度に基づき当社の判断にて不定期に実施されます。
- (5) 制御放電による本件供給は前項以外にも経済産業省資源エネルギー庁が発令する電力需給ひっ迫警報および注意報時等や、一般送配電事業者からの充放電指令に対しても当社の判断に基づき実施されます。
- (6) お客さまは、本申込をもって、当社が本件供給に係る充放電指令を第三者に委託する場合があることに承諾するものいたします。
- (7) 本件蓄電設備等により放電した電気について逆潮流電力が発生する場合、当社は、別途定める買取約款に基づき、当該逆潮流電力を全量買い取るものとします。また、当社は本件蓄電設備を遠隔制御し、当該逆潮流電力を電気事業者その他の第三者に対する供給または販売、卸電力市場、容量市場もしくは需給調整市場等の電力市場への供出その他の方法により、これを自由に利用または処分することができるものいたします。
- (8) 小売供給が中止され、お客さまが小売供給契約に従って小売供給に係る電気の使用を制限もしくは中止した場合、お客さまは、本件蓄電設備等により特定のコンセントなどの負荷部分もしくはすべてのコンセントなどの負荷部分を使用する方法により、本件蓄電設備等からお客さまの需要場所にて電気を使用することができるものいたします。
- (9) 停電時放電による供給は、自動切換えにより特定負荷分電盤に接続された回路につながった電気機器に対して本件供給が行われるものいたします。

### 17 本件供給の制限もしくは中止

- (1) 次のいずれかに該当した場合には、当社は、本件供給を制限もしくは中止すること

があります。

- イ 本件蓄電設備等に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
  - ロ 本件蓄電設備等の点検、保守、修理、交換、その他の工事上やむをえない場合
  - ハ 非常変災の場合
  - ニ お客さまが本件蓄電設備等を故意に毀損、改変、または亡失させ、または不正に電気を使用した場合
  - ホ 小売供給契約にもとづく小売供給の停止もしくは中止または使用の制限もしくは中止が行われた場合
  - ヘ 13（本件蓄電設備等の維持管理等）(1)の規定に反して立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客さまが本約款において、本件供給を含む本サービスの提供に関して当社に必要な協力を行うこととされている事項について拒んだ場合
  - ト 本件設置場所について、お客さまが8（本件設置場所の使用貸借等）(1)に定める本使用貸借を行う権原を喪失し、または当社が使用権原を失った場合
  - チ 本件建物において本件インターネット環境がなくなった場合その他当社が本件インターネット環境を利用できなくなった場合（この場合、停電時放電による供給は実施されますが、制御放電による供給は実施されません。）
  - リ その他本約款に反した場合
  - ヌ 保安上の必要性その他合理的な必要性がある場合
- (2) 上記(1)のほか、法令の定めにもとづく場合または監督官庁からの命令、勧告があった場合には、当社は、お客さまに事前に通知のうえ、本件供給を中止することがあります。
- (3) 上記(1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を書面の交付、電子メールを送信する方法、広告またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (4) 上記(1)から(3)までの規定にもとづき本件供給を制限または中止する場合には、当社は、本件蓄電設備等またはお客さまの電気設備において、供給制限または中止のための必要な処置を行うことができるものといたします。この場合に、お客さまは当社の要請に応じ、必要な協力を行うものといたします。
- (5) 上記(1)から(3)までの規定によって本件供給を制限または中止した場合でも、お客さまがその理由となった事実を解消し、当社が本件供給を再開することに支障がないと判断したときは、当社は、すみやかに本件供給を再開いたします。この場合の措置については、上記(4)に準じるものとします。

## 18 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、一般送配電事業者の供給する標準周波数によります。

## **V 損害賠償等**

### **19 損害賠償**

- (1) 当社の故意または重過失による場合を除き、当社は、お客さまが受けた損害についてその原因にかかわらず賠償責任を負わないものとします。なお、当社の故意または重過失により賠償責任を負う場合、直接損害に限られ、逸失利益および間接損害を含まないものといたします。
- (2) お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまは、当社に対してその賠償責任を負うものといたします。ただし、お客さまに故意または重過失がある場合を除き、その賠償責任は直接損害に限られ、逸失利益および間接損害を含まないものといたします。

### **20 不可抗力**

地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争、テロその他の不可抗力が発生したことにより、各当事者による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、お客さままたは当社は、相手方に対して本契約の全部を解除することができます。なお、本条により本契約が解除される場合、その後の処理については、両当事者間で誠実に協議のうえ、これを定めるものとします。



## VI 契約期間、変更および終了

### 21 申込み内容の変更

お客さまが本申込の内容の変更を希望される場合、当社による承諾が必要となります。  
この場合、当社所定の様式により、変更の申込みを行っていただきます。

### 22 本契約名義の承継ならびに変更

- (1) 売買、相続等により本件建物の所有権その他の利用権限の全部もしくは一部の移転が発生した場合、お客さまは、新たに本件建物の所有者または利用者となる方に、本契約を異議なく承継していただくものとします。ただし、本項の記載は、お客さまの譲受人が23（契約期間および中途解約）(2)ニの規定にもとづき本契約を解約することを妨げないものとします。
- (2) 新たなお客さま（上記(1)の承継によるお客さまを含みますが、これに限られないものとします。）には、従前のお客さまの本契約に関するすべての権利義務を受継ぎ、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。
- (3) 上記(1)により、本契約名義の変更についてのお申込みがあった場合、当社は新たなお客さまについて所定の審査のうえ、承諾の可否を決定し、通知するものとします。

### 23 契約期間および中途解約

- (1) 本契約期間は、本契約を締結した日から、2037年3月31日までといたします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、お客さま（二にあってはその譲受人をいいます。）は、次のいずれかに該当する場合は、別紙に定める解約違約金を支払い、本件蓄電設備等を買取ることにより、本契約の全部を解約することができます。この場合、お客さまは、すみやかに当社にその旨を通知するものといたします。
  - イ 本契約の解約を希望される場合
  - ロ 本件建物の所有権その他の利用権限の全部もしくは一部を第三者に譲渡または贈与（以下「譲渡等」といいます。）をする場合
  - ハ お客さまが本件建物の所有権その他の利用権限を失う場合
  - ニ 本件建物の全部もしくは本件設置場所を含む一部またはこれらの使用権限について売買、相続等が生じ、譲受人が本契約の承継を希望しない場合
- (3) 前項に定める解約の通知があった場合、当社が指定する日に解約の効力が生じるものとします。お客さまは、当社の請求に従い、解約違約金を支払うものとします。お客さまが当社に対し解約違約金を支払った時点で、本件蓄電設備等の所有権は当社からお客さまに移転するものといたします。
- (4) 本契約の成立にかかわらず、お客さまが、本件供給の開始日より前に、お客さまの都合により本申込の撤回または本契約を解約する場合は、お客さまは当社からの請求に従い以下の費用および解約違約金を支払うものとします。

- イ 本契約の成立前であっても、お客さまの本申込後に現地調査が行われた場合で、お客さまから本申込の撤回のお申出があったときは、当社がすでに支出した実費および事務手数料（実際に本件蓄電設備等の設置工事を行わなかった場合であっても、現地調査等に費用を要したときは、その実費を申受ける場合があります）。
  - ロ 当社の承諾による本契約の成立後、本件蓄電設備等の発注前までにお客さまから本契約の解約のお申出があった場合、当社がすでに支出した実費および事務手数料（実際に本件蓄電設備等の設置工事を行わなかった場合であっても、現地調査等に費用を要したときは、その実費を申受ける場合があります）。
  - ハ 本件蓄電設備等の発注後にお客さまから本サービス契約の解約のお申出があった場合、別紙に定める解約違約金、および実費ならびに事務手数料。
- (5) お客さまの都合により、本契約を解約される場合、本件蓄電設備の設置のために交付される東京都環境公社の補助金に係る当社の地位（権利義務の一切を含む。）については、原則としてお客さまへの承継の手続きを行うものとし、たゞし、法令、要綱その他の定めにより当該地位を承継できない場合または承継が認められない場合の助成金返還等の取扱いについては、別紙の定めによるものとします。

## 24 契約の解除

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、あらかじめその旨を原則として書面によりお客さまに通知したうえで、お客さまとの間の本契約を解除することができるものとし、たゞし、この場合、当社はお客さまに対して、別紙に定める解約違約金を請求できるものとし、たゞし、

イ 本申込の内容に虚偽の内容が含まれていた場合

ロ 小売供給の料金を支払期日および支払期限を経過してもなお支払われない場合その他小売供給契約に違反した場合

ハ 当社との間の小売供給契約が適用期間中に終了した場合

ニ 23（契約期間および中途解約）(2)に該当する場合でお客さまが当社に通知しない場合、またはその他の事由によりお客さまが当社に通知することなくその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ホ 本件建物の全部もしくは本件設置場所を含む一部またはこれらの使用権限を第三者（お客さまの譲受人を含みます。）が取得した場合（ただし、売買、相続等が生じた場合であって、本契約上の地位が譲受人に承継された場合を除きます。）

ヘ 28（禁止事項）に違反した場合

ト 29（本件使用権限の維持等）に違反した場合

チ 37（反社会的勢力排除に関する条項）に違反した場合

リ その他本契約によって負う義務に違反し、当社による催告にもかかわらず30日以内に当該違反が是正されない場合

ヌ 17（本件供給の制限もしくは中止）によって本件供給を中止した場合

ル 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けた場合

ヲ その他当社との間の信頼関係を破壊する重大な本契約の違背で是正不能のものがあつた場合

- (2) 当社が次のいずれかに該当する場合には、お客さまは、当社に対し書面等による通知をすることで、当社との間の本契約を解除することができます。

イ 37（反社会的勢力排除に関する条項）に違反した場合

ロ その他本契約にもとづく義務に違反し、お客さまによる書面等による催告にもかかわらず90日以内に当該違反が是正されない場合

ハ 差押、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けた場合

ニ その他お客さまとの間の信頼関係を破壊する重大な本契約の違背で是正不能のものがあつた場合

- (3) 上記(1)に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまへの書面による通知をもって、本契約を解除することができるものといたします。

イ 第三者による本件蓄電設備への悪影響を与える工作物の設置があつた場合

ロ お客さまに対する本件供給を含む本サービスの提供に重大な影響を与える法令（電気事業法および電気事業法施行令・施行規則を含みますが、これらに限られないものとします。）の変更（法令の解釈が変更された場合を含みますが、これに限られないものとします。）があつた場合

## 25 本契約終了後の債権債務関係

本契約期間中の債権債務は、本契約の終了によって消滅いたしません。

## 26 本契約解約後の本件蓄電設備運用取り扱い

本契約解約後の本件蓄電設備の運用に係る一切の費用は、お客さま負担とさせていただきます。

## **Ⅶ お客様の遵守事項**

### **27 お客さまの実施事項**

お客さまは、本契約期間中、次の行為をしていただくものといたします。

- (1) 本件供給を実施するために必要な電力をお客さまの負担で供給すること
- (2) その他本件蓄電設備等の円滑な稼働および本事業の円滑な実施のため、当社が合理的に要請する事項を遵守すること
- (3) 本件蓄電設備等の設置工事、改修工事その他本事業の運営に協力すること
- (4) 本契約期間中、当社が実施するアンケート調査等に協力すること

### **28 禁止事項**

お客さまは、本契約期間中、次の行為をしてはならないものといたします。ただし、事前に当社から承諾を受けた場合には、この限りではありません。

- (1) 本件建物、本件設置場所および本件蓄電設備等の現状を変更する行為
- (2) 本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所において、当社または本事業に対して迷惑を及ぼすおそれのある行為を行う行為
- (3) 本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所において、発電設備（太陽光発電、家庭用燃料電池、VtoH機器など）を併設する行為
- (4) 本件蓄電設備等に付属するパワーコンディショナーの運転を停止する行為
- (5) 本件蓄電設備等に付属するパワーコンディショナーのシステム専用ブレーカーをオフにする行為
- (6) 本件蓄電設備等を許可なく外すまたは移動する行為
- (7) 本件蓄電設備等による蓄電を妨げる行為
- (8) 本件蓄電設備等による蓄電ならびに蓄電量の計測およびデータ収集を妨げる行為
- (9) 本件蓄電設備の運転モードや各種設定を許可なく変更する行為
- (10) 本件インターネット環境が利用不能になる行為
- (11) システムまたはネットワーク等への不正アクセスを試みる行為
- (12) 情報を改ざんまたは消去する行為
- (13) ソフトウェア等をリバースエンジニアリング等により解析する行為
- (14) その他本件蓄電設備等に悪影響を及ぼす、または本事業の実施を妨げる一切の行為

### **29 本件使用権限の維持等**

- (1) お客さまが、本件建物の立地する土地を借受けている場合で、本件設置場所の所有者が本件建物の所有権を譲渡等する場合、お客さまは、本件設置場所の譲受人から、当社が本件使用借権を有することについての書面による承諾を取得するものといたします。
- (2) 本件建物の譲受人その他の者から本件使用借権が否認される等、本件使用借権が害されるまたは害されるおそれが生じた場合、お客さまは、自己の責任および費用にお

いて、本件使用借権の保全に必要な一切の行為を行うものいたします。

- (3) お客様に関して売買、相続等が生じた場合、本契約上のお客様の地位の譲受人は、23（契約期間および中途解約）(2)ニにもとづき解約を希望される場合を除き、売買、相続等が生じた旨および料金の支払方法を遅滞なく当社に書面等により通知するものいたします。

### **30 苦情等の処理**

本事業の実施に関する第三者からの苦情や相談については、お客様の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、お客様の負担と責任において解決するものいたします。

### **31 通知義務**

お客様は、以下の事由が生じる場合、あらかじめ（あらかじめ通知できない場合、事後遅滞なく）、当社所定の様式により、当社に通知することいたします。

- (1) 住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先に変更がある場合
- (2) 23（契約期間および中途解約）(2)に定める解約が生じる場合
- (3) 小売供給契約の名義変更しようとする場合
- (4) インターネット設備を変更しようとする場合

## **Ⅷ そ の 他**

### **32 個人情報の取り扱い**

当社は、本サービスを通じて取得したお客さまの個人情報を、当社の個人情報保護方針 (<https://www.tokyu-ps.co.jp/company/privacy-policy/>) に従い、適切に取り扱います。また、本申込をもって、お客さまは、当社が指定する施工業者や公益財団法人東京都環境公社等に必要な範囲内で当社が情報連携することについて同意するものとみなします。

### **33 データの利用同意**

お客さまは、当社が本サービスの利用により収集した蓄電量等のデータを、お客さまサービス向上のために東急株式会社とその関連会社、および東北電力株式会社にて匿名加工情報として利用することがあることについて同意するものとします。

また、当社が、収集した電力データ、機器の稼働状況データおよびアンケート結果（個人情報および個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえ、蓄電池運用の効果分析等を当社Webサイトなどで公表することについて同意するものとみなします。

### **34 本契約上の地位譲渡の禁止等**

- (1) 両当事者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約上の地位または本契約に定める権利義務の全部または一部につき、相手方当事者の書面による承諾を得ず、第三者に譲渡、承継、移転または担保提供その他の処分をしてはならないものとしています。ただし、売買、相続等による包括承継によって本契約上の地位または本契約に定める権利義務の全部または一部につき、承継が生じる場合は、書面による申出をすれば足りるものとしています。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社は、本件蓄電設備等に関して融資を実施する金融機関、本契約にもとづくお客さまへの債権の回収を実施する外部機関その他の第三者に対し、本件蓄電設備等のほか、本契約にもとづくお客さまに対する権利（料金債権および本件設置場所の使用貸借権を含みます。）の譲渡、担保設定その他の処分を行うことができるものとしています。

### **35 秘密保持**

- (1) 本契約に関して当社は、お客さまから当社へ開示された秘密情報を、お客さまからの事前の書面承諾なしに第三者（当社においては東急株式会社とその関連会社、および東北電力株式会社を除きます。）へ開示しないものとしています。ただし、本契約の履行のために情報開示が必要な場合、裁判所等の公的機関より開示を請求された場合または法令の定めにもとづく場合は除きます。
- (2) 上記(1)の効力は、本契約終了後も存続いたします。

### 36 表明保証

お客さまは、本契約の申込み時以降、本契約期間を通じて、以下の事項を表明し保証するものとします。

- (1) お客さまが本申込やその後の変更に関する通知の際に書面に記入した事項その他当社に伝えた事項は、真実かつ正確であり、重要な情報を省略していないこと
- (2) 7（本契約の成立）(2)ト に掲げる各事項がいずれも満たされていること
- (3) お客さまにおいて、本契約の申し込み時点で6年以内に引っ越しの予定がないこと

### 37 反社会的勢力排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約の申込み時以降、本契約期間を通じて、次のいずれにも該当しないことを相手方に対して表明し保証するものとします。

イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。）の構成員をいいます。）

ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいいます。）

ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員をいいます。）

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。）

ヘ 特殊知能暴力集団等（上記イ、ロ、ハ、ニまたはホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者をいいます。）

ト その他上記イ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘに準じる者

- (2) 当社は、お客さまが上記(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが上記(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、いかなる損害の補償も要せず、24（契約の解除）(1)の規定に従い、本契約を解除いたします。

### 38 停電時に備えた充電率の温存運用

当社は、16（本件供給）に関し、停電時の残余電力を考慮し、充電率30%を温存する形での蓄電池運用を目指す方針といたします。もっとも、41（逆潮流申請）の当社が小売電気事業者として一般送配電事業者との間で逆潮流申請を実施する必要がある場合などに実際に充電率30%を確保できずとも、当社は一切の責めを負わないものいたします。実際の停電時に利用できる電力は16（本件供給）(3)に定める蓄電池に蓄電した電気量の範囲内で利用できるものとし、停電時に100%の蓄電が保証されないことを、お客さまは承諾するものいたします。

### 39 蓄電電力活用と利益の帰属

お客さまは、当社が本件蓄電設備を電力広域的運営推進機関や電力需給調整力市場取引所等（以下、総称して「電力機関等」）という）に登録し、電力機関等より指令に基づき充放電を実施することを承諾するものいたします。その際に得られる収益は当社に帰属し、逆潮流実施における放電には別途定める買取約款が適用されます。

### 40 東京都DR実証への参加

(1) お客さまは、当社が本件蓄電設備を活用し東京都が実施するDR実証（東京都が独自に実施するデマンドレスポンスのことで、以下、「東京都DR実証」といいます。）へ参加することを承諾するものいたします。デマンドレスポンスとは家庭に設置されている機器を活用し、電力の需要と供給のバランスをとる取組みになり、再生可能エネルギー導入に必要な電力の需給バランスの最適化に貢献できる取組みとなります。東京都DR実証への参加期間は本件蓄電設備の設置を完了し、補助事業の交付決定がされた日から翌年度末日までとなります。

(2) お客さまは、東京都DR実証の申請書等により公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が入手する個人情報は、公社が定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」（※）に従って使用されることを承諾するものいたします。

※公社の個人情報保護方針（<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>）

(3) お客さまは、当社が、本件蓄電設備を設置した住宅における電力データ、機器の稼働状況データ等およびアンケート結果（個人情報および個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえDRの効果分析等を行い都および公社に報告することに承諾するものいたします。また、報告された分析結果について都および公社が公表することについて承諾するものいたします。

### 41 逆潮流申請

本契約成立以降、お客さまは当社が小売電気事業者として一般送配電事業者との間で逆潮流申請を実施することに承諾するものとします。



## 42 当社都合によるサービス終了

当社は、事業上その他合理的な理由により本サービスの継続が困難となった場合、お客さまに事前に通知の上、本サービスを終了できるものとします。この場合の本件蓄電設備の撤去または買取りに関する事項は、本約款15（本件蓄電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し）(3) に準ずるものといたします。

## 43 免責事項

- (1) 当社は以下の事項について何ら保証するものではありません。
  - イ 本約款の内容の全部または一部が変更されることなく維持されること
  - ロ 本約款の内容やお客さまが本約款を通じて得る情報についての完全性、正確性、堅実性または有用性
- (2) 本サービスのセキュリティリスクに関して、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、瑕疵が無いことを保証するものではありません。
- (3) 制御放電による本件供給に伴う電気料金の削減効果について、何ら保証するものではありません。
- (4) 通信不備、通信回線障害、クラウドサービス障害、メーカーシステム障害その他当社の支配の及ばない事由により、当社による遠隔制御が実施できなかった場合もしくは遅延した場合または本件蓄電設備等の設定（充放電スケジュール、残余SOC設定、モード等）に変更が生じた場合において、お客さまに生じる不利益について、当社は何らの責任を負わないものとします。
- (5) 28の禁止事項のいずれかに該当する事実があった場合、お客さまに生じる不利益につき、当社は何らの責めも負うものではありません。

## 44 第三者への委託

本サービスに係る本申込があったことをもって、お客さまは、当社が本件蓄電設備等の設置工事および本サービスに関する業務を第三者へ委託できることを承諾するものとみなします。

## 45 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本契約は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものといたします。
- (2) 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 46 誠実協議

本約款に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議のうえ、これを解決するものといたします。

## **附則（実施期日）**

本約款は、2026年7月16日から実施いたします。

## 別 紙

### 解約違約金

- (1) 本約款23（契約期間および中途解約）および24（契約の解除）に定める解約違約金は下記により定められます。

|       |                  |
|-------|------------------|
|       | 税抜額（税込額）         |
| 解約違約金 | 30,000円（33,000円） |

- (2) お客様の自己都合またはお客様の責めに帰すべき事由により本契約が解約または解除された場合において、当社が東京都またはその他の助成機関に対し助成金等の返還義務を負い、現にこれを返還したときは、上記解約違約金に加え、お客様は当社に対し、当該返還額に相当する金額を、損害賠償として支払うものとします。

## 別 紙 2

### 全負荷オプションの設置特約

1. お客様は、本件蓄電設備の設置にあたり、停電時に住宅内の全ての電気回路（200V機器を含みます）へ電力を供給する仕様（以下「全負荷オプション」といいます）を希望する場合、当社が定める期日までに、当社指定の方法により申し出るものとします。
2. 前項のお申出があった場合、当社は、本件蓄電設備の基本仕様（あらかじめ指定した特定の電気回路にのみ電力を供給する特定負荷仕様）に代えて、全負荷オプションに対応する追加機器の設置および電気工事（以下「オプション工事」といいます）を行うものとします。
3. オプション工事に要する費用（機器代、施工費、およびこれらに係る消費税相当額等を含み、以下「オプション費用」といいます）は、330,000円といたします。お客様は、当該オプション費用をオプション工事の実施前までに、当社の指定する期日および方法により支払うものとします。
4. オプション費用は、全負荷オプションに対応する追加機器の調達および設置工事の対価であり、本契約の解約、解除または本件蓄電設備等の買取りが行われた場合であっても返還されないものとします。
5. 本特約により設置する追加機器は、本件蓄電設備の一部として、本件設置場所への設置によって本件建物に付合せず、所有権は引続き当社に帰属するものとします。
6. 建物の構造、既設の電気設備（分電盤の構成や契約アンペア数等）、またはその他の技術的理由により全負荷オプションの設置が困難であると当社が判断した場合、当社は第1項のお申出を拒否することができるものとし、お客様はこれに異議を唱えないものとします。
7. 全負荷オプションの設置後における停電時の動作、電気の消費速度および蓄電残量の減少リスク等については、第43条（免責条項）の定めに基づき、当社は何らの責任も負わないものとします。

## 蓄電池システムの機器貸与等特約

お客さまは、当社が公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター（以下、「クール・ネット東京」という）が実施する家庭における蓄電池導入促進事業に係る助成金（以下、「本助成金」という。）の交付を受けるため、以下の取り決めを確認し、同意する。

### 第1（要件等の確認）

当社およびお客さまは、本助成金の実施要綱および交付要綱および手引き類等（以下、「要綱等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。

なお、当社およびお客さまは、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

### 第2（本助成金の支払と還元）

当社が本助成金の交付を受けたとき、当社は受領した当該助成金相当額について、直ちに以下の①または②の方法のうち、①の方法によりお客さまに還元する。（本助成金は、公社が当社の提出した交付申請兼実績報告に交付決定を行った後、原則、助成金支払日として指定する日に当社に交付される。）

① 本契約に係るお客さまの当社に対する債務に充当する方法

② 現金で支払う方法

### 第3（助成事業者の責務）

当社およびお客さまは、助成事業の完了から6年間、公社の承認なく、本導入により設置した助成対象設備を、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または不当に廃棄してはならない。

### 第4（助成事業者の地位の承継）

1 当社は、本契約により定められた契約終了日より前に契約が終了し、かつその契約終了日が蓄電池の設置から公社の定める処分制限期間の6年間を経過する前に売買、交換、贈与、譲渡、契約等により当社の地位の承継をお客さまへ行う場合、速やかに地位承継承認申請書を公社に提出し、公社の承認を受けなければならない。

2 本助成金の交付に伴う全ての権利および義務は、当社の地位を承継したお客さまに移転するものとする。

### 第5（助成金の返還等）

1 要件に反する事項があり助成金の交付を受けることができなくなった場合、公社は、本交付申請に対して助成金を交付せず、または本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの助成金について、返還を求める。

2 当社およびお客さまは、本助成金の返還請求を受けたことを知った場合、速やかに相手方に通知し、双方で本約款に基づき誠実に協議を行うものとする。

3 都および公社は、第1項に定める本助成金の返還請求、第2項に定める助成金の返還に関する紛争、その他当社およびお客さま、ならびに第三者との間で生じた紛争、ならびにその他一切の損失等について、一切の責任および義務を負わないものとし、当社およびお客さまはこれに異議を申し立てないものとする。